

# 兵庫県公報

令和4年1月14日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則  | ページ |
|--|-----|
| ○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域福祉課）…………… | 1   |

## 公布された法令のあらまし

### ◎生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

国の生活福祉資金貸付制度要綱に基づく国の通知の一部改正により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている者に対して貸し付ける貸付金の据置期間が延長されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第1号

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年3月31日」を「令和4年12月31日」に改める。

附則第4項中「附則第2項に規定する貸付金（総合支援資金の生活支援費に限る。以下この項において「特定貸付金」という。）」を「特定貸付金」に改め、「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する」を削り、「のは、」を「のは」に、「とする」を「と、附則第3項中「令和4年12月31日」とあるのは「令和6年12月31日」とする」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

4 附則第2項に規定する貸付金（総合支援資金の生活支援費に限る。以下「特定貸付金」という。）について、当該特定貸付金の貸付けを行う期間が3月を超える場合において、当該特定貸付金の貸付けを受ける者が生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。以下同じ。）を利用する者であるときは、附則第2項の表中

|   |    |    |   |
|---|----|----|---|
| 「 | 6月 | 1年 | 」 |
|---|----|----|---|

とあるのは

|   |    |    |   |
|---|----|----|---|
| 「 | 6月 | 2年 | 」 |
|---|----|----|---|

と、前項中「令和4年12月31日」とあるのは「令和5年12月31日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。